

出合校区協議会集落支援事業「施設整備事業」補助金交付要綱

平成23年7月1日施行

平成25年4月1日改正

平成27年4月1日改正

(目的)

第1条 この要綱は、出合校区協議会（以下「協議会」という。）が、校区内の各区において実施する住民の安全確保、生活環境の保全を図るための施設整備事業に対して補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 この補助金の対象となる事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 公民館及び集会施設整備事業
- (2) 公園整備事業
- (3) 消防施設整備事業
- (4) 廃棄物収集庫設置整備事業
- (5) 防犯灯設置整備事業
- (6) 特殊建築物の法定検査を必要とする施設の定期報告に要する費用
- (7) その他協議会が特に必要と認めた事業

2 他の補助制度により補助金を受けている事業については、この要綱の対象としない。

(補助金の額及び補助率)

第3条 協議会は、予算の範囲内において、当該事業の経費の一部を補助するものとする。

2 前項の規定による補助率は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする区は、施設整備事業補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、協議会が別に定める期日までに提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第5条 協議会は、前条の規定による補助金の交付申請書を受理したときはそ

の内容を審査したうえ、補助金の額を決定し、施設整備事業補助金交付決定通知書（様式 2 号）を交付する。

（事業の完了届）

第 6 条 申請者は、事業が完了したときは、速やかに施設整備事業完了届（様式第 3 号）に必要な書類を添えて、協議会に提出しなければならない。

（補助金額の確定）

第 7 条 協議会は、前条に規定する施設整備事業完了届を受理したときは、その内容を審査したうえ、補助金の額を確定し、施設整備事業補助金確定通知書（様式第 4 号）を交付する。

（補助金の請求）

第 8 条 申請者は、前条に規定する施設整備事業補助金確定通知書を受理したときは、施設整備事業補助金請求書（様式第 5 号）により、補助金を請求することができる。

（補助金の交付）

第 9 条 協議会は、前条に規定する施設整備事業補助金請求書を受理したときは、速やかに補助金を交付する。

（その他）

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関する必要な事項が生じたときは、運営委員会において決定する。

附 則（1）

この要綱は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（2）

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。（第 2 条及び別表の一部改正）

附 則（3）

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。（第 2 条及び別表の一部改正）

補助金の額及び補助率

補助対象事業	補助基準及び補助率又は限度額
1.公民館及び集会施設整備事業	事業費が10万円以上100万円未満の改修及び修繕工事を対象とし、事業費の2分の1以内を補助。 但し、補助限度額は50万円。 (事業費100万円以上は養父市地域振興事業補助金の対象)
2.公園整備事業 (1)公園整備 (2)遊具の設置 (3)遊具の修繕	事業費の3分の1以内を補助。 但し、補助限度額は10万円。
3.消防施設整備事業	消火栓用機器の新規購入及び更新を対象とし、購入に要した費用の3分の2以内を補助。 但し、補助限度額は5万円。
4.廃棄物収集庫設置事業及び修繕費用	廃棄物収集庫(リサイクルハウス含む)の新規購入及び更新並びに修繕に要した費用の2分の1以内を補助。 但し、補助限度額は10万円。
5.防犯灯設置整備事業	新設の防犯灯(蛍光灯20ワット以上のもの、又は蛍光の明るさに相当するLED防犯灯)を設置、又はLED防犯灯を更新、蛍光灯防犯灯をLEDに交換した場合の補助。 但し、補助限度額は 新設の場合 1.専用柱の使用設置 1灯につき2万5000円。 2.電柱等構築物に添架設置 1灯につき1万5000円。 更新、交換の場合 1.1灯につき5,000円
	経費の2分の1以内を補助。
7.その他特認事業	原則として、他の事業との均衡を勘案して判断する。

※1、但し予算の範囲内に於いて、事業ごとの予算は相互に流用できるものとする。

2、各々の補助対象事業ごとに算出した各区への補助金交付額に千円未満の端数が生じた場合これを切り捨てた額とする。

様式第1号（第4条関係）

平成 年度出合校区協議会集落支援事業「施設整備事業」補助金交付申請書

平成 年 月 日

出合校区協議会長 様

区 名 _____

区長名 _____ 印

平成 年度において、出合校区協議会集落支援事業「施設整備事業」補助金交付要綱第2条の施設整備事業を実施したいので補助金の交付を受けたく、出合校区協議会集落支援事業「施設整備事業」補助金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて補助金の交付を申請します

1. 補助対象事業名及び内容

2. 事業実施方法

3. 設置場所

4. 施工業者名

5. 経 費

事業費総額 円

補助対象経費 円

6. 着手予定年月日 平成 年 月 日

7. 完了予定年月日 平成 年 月 日

*添付書類

- ・収支予算書
- ・見積書
- ・位置図
- ・その他必要な書類

施設整備事業収支予算書

区名【 】

補助対象事業名

(1) 収入の部

(単位：円)

科 目	金 額	備 考
合 計		

(2) 支出の部

(単位：円)

科 目	金 額	備 考
合 計		

様式第2号（第5条関係）

平成 年度出合校区協議会集落支援事業
「施設整備事業」補助金交付決定通知書

平成 年 月 日

区 長 様

出合校区協議会長 印

平成 年 月 日付で申請のありました出合校区協議会集落支援事業「施設整備事業」補助金について、出合校区協議会集落支援事業「施設整備事業」補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり補助金の決定を通知します。

1. 補助対象事業名

2. 補助金額 金.....円

3. 条 件

- (1) 補助金交付の対象事業は申請書に記載のとおりとする。
- (2) 事業の変更、中止、廃止する場合は届け出をして、承認を受けなければならない。

様式第3号（第6条関係）

平成 年度出合校区協議会集落支援事業「施設整備事業」完了届

平成 年 月 日

出合校区協議会長 様

区 名 _____

区長名 _____ 印

平成 年 月 日付けで交付決定通知のありました出合校区協議会集落支援事業「施設整備事業」について、下記のとおり完了しましたので、出合校区協議会集落支援事業「施設整備事業」補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて届け出します。

1.補助対象事業名及び内容

2.事業実施方法

3.設置場所

4.施工業者名

5.経 費

事業費総額 円

補助対象経費 円

6.着手年月日 平成 年 月 日

7.完了年月日 平成 年 月 日

*添付書類

- ・収支決算書
- ・証拠書類の写し（契約書、請求書、領収書）
- ・完成写真
- ・その他必要な書類

様式第4号（第7条関係）

平成 年度出合校区協議会集落支援事業
「施設整備事業」補助金確定通知書

平成 年 月 日

区 長 様

出合校区協議会長 印

平成 年 月 日付けで完了届のありました出合校区協議会集落支援事業「施設整備事業」補助金について、出合校区協議会集落支援事業「施設整備事業」補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり補助金の確定を通知します。

1.補助対象事業名

2.補助金の確定額 金.....円

様式第5号（第8条関係）

平成 年度出合校区協議会集落支援事業「施設整備事業」補助金請求書

平成 年 月 日

出合校区協議会長 様

区 名 _____

区長名 _____ 印

平成 年 月 日付で確定通知のありました出合校区協議会集落支援事業「施設整備事業」について、出合校区協議会集落支援事業「施設整備事業」補助金交付要綱第8条の規定により、補助金を請求します。

1. 補助対象事業名
2. 補助金請求額 金.....円
3. 振込先

金融機関名農協.....信用金庫.....銀行..... 支店
預金種目	・普通預金 ・当座預金
口座番号	
ふりがな 口座名義	